

訪問してくる悪質商法に注意！！



【点 検 商 法】

【押し買い商法】

※市役所や消防署をかたって訪問してくる場合もあります。

トイレの水回りトラブル
など

レスキューサービス
に関する悪質商法



- ・ 広告に表示してある安価な料金をうのみにしない
- ・ 地元の工務店や管工事組合など、**信頼できる事業者を確保しておく**
- ・ 料金やサービス内容に納得出来ない場合は、**その場で支払いをしない**

自然災害による屋根瓦の修理
など

豪雨災害への便乗
に関する悪質商法



- ・ **自分で**保険会社等に連絡、支払対象か**確認する**
- ・ 修理が必要な場合でも慌てずに**複数の業者から見積もりを取って比較する**
- ・ 家族や周囲の方などに相談して、**十分に契約を検討する**

貴金属やブランド品の買取
など

訪問購入のトラブル
に関する悪質商法



- ・ 突然、訪問してきた業者は**家に入れない**
- ・ 業者から電話が掛かってきても**安易に訪問を承諾しない**
- ・ 訪問を承諾する場合は、**一人で対応しない、絶対に目を離さない**

上記のような悪質商法についてはクーリング・オフの対象となる場合があります。本来望んでいない契約をしてしまった場合は書面又は電磁的方法により相手に通知しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、お近くの警察署または消費生活センター（消費者ホットライン☎188（いやや））までご相談ください。

